

| 会 議 記 録 | | | |
|------------------|--|---------|--------------------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 議 会 運 営 委 員 会 | | 会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智 |
| 日 時 | 平 成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 (火 曜 日) | 開 議 | 午 後 3 時 3 0 分 |
| | | 閉 議 | 午 後 4 時 2 2 分 |
| 出 席 委 員 | 堤 藤 本 奥 野 田 中 小 島 木 曾 石 野 < 西 口 議 長 > < 福 井 副 議 長 > (委 員 外 議 員) 酒 井 | | |
| 執 行 機 関 出 席 者 | | | |
| 事 務 局 出 席 者 | 門 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任 | | |
| 傍 聴 | 可 | 市 民 1 名 | 報 道 関 係 者 0 名 議 員 0 名 () |

会 議 の 概 要

- 1 5 : 3 0
- [堤 委 員 長 開 議]
- 1 追 加 議 案 の 概 要 説 明 に つ い て
- 1 5 : 3 1
- [市 長 等 入 室]
- [市 長 あ い さ つ]
- [総 務 部 長 説 明]
- [市 長 等 退 室]
- 1 5 : 3 5
- 2 1 2 月 1 5 日 (木) 本 会 議 の 議 事 に つ い て
- [事 務 局 長 説 明]
- 3 陳 情 ・ 要 望 に つ い て
- [事 務 局 長 説 明]
- < 事 務 局 長 >
- 要 望 に つ い て は、原 則 と し て 所 管 の 委 員 会 に 送 付 す る こ と と な っ て お り、本 件 は 議 会 運 営 委 員 会 が 所 管 と な る が、関 係 す る 広 報 広 聴 会 議 に 送 付 す る こ と で よ い か お 諮 り い た だ き た い。
- < 堤 委 員 長 >
- そ の 通 り 取 扱 う こ と で よ い か。
- 全 員 了
- 4 意 見 書 案 に つ い て
- [事 務 局 長 説 明]
- 5 議 会 基 本 条 例 の 検 証 及 び 見 直 し に つ い て
- [事 務 局 長 説 明]
- (1) 議 会 報 告 会 意 見 対 応 等 に つ い て (広 報 広 聴 会 議 報 告)

[菱田広報広聴会議委員長 入室、説明]

[菱田広報広聴会議委員長 退室]

(2) 政策研究会 (規定・運用案) について

[事務局主任説明]

< 木曾委員 >

運用基準で「政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。」となっているが、政務活動費の使い方はどのようにすればよいのか。

< 事務局主任 >

政務活動費を支出することについては、前回までの議会運営委員会で議論いただいたが、運用としては整理すべき点がある。政務活動費は会派に支給されるので、各会派で了解を得る中で支出することとなる。

< 木曾委員 >

政策研究会名で領収書をもらう場合はどのように整理すればよいのか。

< 事務局主任 >

会派の調査研究費としての支出になるが、現行の政務活動費の運用基準では政策研究会として支出する根拠が不明確であるので、領収書は当該会派の議員名になる。領収書に政策研究会名を記載するのであれば、政務活動費の規定を一部改正する必要がある。

< 木曾委員 >

例えば3つの会派にまたがった場合は案分とするのか。幹事会で了承を得ることとなるのか。

< 事務局主任 >

政策研究会の活動に政務活動費を充てることは確認がとれている。どのように案分するか等については今後整理すべき事項である。

< 堤委員長 >

運用については事務局で今後整理いただきたい。

< 福井副議長 >

政策研究会の結成は常任委員会をまたぐ必要はないのか。

< 事務局主任 >

議会として政策研究会を設置する場合は、常任委員会をまたぐことを考慮すべきであるが、今回はより柔軟に活動するよう、常任委員会に関しては制限をかけられていない。あくまで調査研究活動のために、議員が共同して取組むものである。

(3) 議会運営委員会答申 (案) について

[事務局主任説明]

(4) 運用基準の見直しについて

[事務局主任説明]

< 木曾委員 >

事後対応は速やかに行う必要があるので文言に入れておくべきである。

< 事務局主任 >

「広報広聴会議は、聴取した意見を速やかに整理し対応方針を決定する」として整理することでどうか。

全員了

6 議会基本条例の一部改正について
[事務局主任説明]

7 委員会条例の一部改正について
[事務局長 説明]

8 その他
委員会の日程について
次回議運・幹事会等の日程について
[事務局長 説明]

16 : 22